

第1章 はじめに

1 構内マナー

1. 構内環境の美化

構内環境は、学生および教職員の日頃の努力によって保たれるものですので、下記の点に注意し、自分たちの勉学の場であるキャンパスの美化に努めてください。

- * ゴミは必ず分別（埼玉大学HPトップ最下部リンク「安全ガイドライン」の「5.5 廃棄物に関する事項」参照）のうえ、所定の場所に捨てる。
- * 飲み終わった飲料缶・ペットボトル・ビンは、自動販売機備え付け等の専用回収ボックスへ捨てる。
- * 使用不能となったオートバイ・自転車を構内に放置しない。
- * 学外のゴミは構内に持ち込まない、また、構内のゴミは学外へ持ち出さない。
- * 課外活動で立看板を設置したい場合は、あらかじめ**学生支援課学生生活支援担当**に申し込み、事前に許可を受ける。

2. 自動車、オートバイ、自転車による通学

■ 大学周辺における違法駐輪・違法駐車・迷惑行為

最近、大学や駅周辺の路上、公園、アパート、店舗などへの違法駐輪・違法駐車が増加し、交通安全・住民の生活・店舗の営業などに悪影響を及ぼしています。軽い気持ちでの身勝手な行為が、他人に迷惑をかけ、ひいては重大な事故を起こす原因になります。

学生の皆さんは、大学生としての強い自覚と責任を持ち、このような違法行為・迷惑行為を絶対に行わないようにしてください。

■ 自転車利用の交通ルールとマナー

近年、自転車による交通事故が多く発生しています。自動車等との接触事故だけでなく、自転車運転者が加害者となる事故も増加しています。事故の被害者にも加害者にもならないように、交通ルールとマナーを守った運転を心掛けましょう。

【 自転車安全利用五則 】

1. 車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

自転車安全利用五則は、自転車に乗る時に守るべきルールのうち、特に重要なものです。自転車に乗る時は、「自転車安全利用五則」を必ず守りましょう。

また、このほかにも携帯電話、イヤホンを使用しての運転や雨の日の傘をさしての運転等も道路交通法で違反と定められた危険な行為です。過去には、イヤホンを使用してスマートフォンを操作しながら自転車に乗っていた大学生が、歩行者とぶつかり死亡させる事故も起きています。違法行為は絶対にやめましょう。

■ 自転車損害保険への加入について

埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険への加入が義務となっています。自転車を利用して通学する場合は、自転車の事故に対する社会的な責任を果たすためにも必ず加入してください。

■ 大学への入構禁止

大学構内では、警備・清掃等の限られた業務を行う場合以外は、駐輪場を除き自転車の乗り入れ・駐輪を禁止しています。また、自動車・オートバイについては、大学構内への乗り入れはできません。

駐輪・駐車場を使用するには入構許可証または駐車許可証の交付を受けなければなりません。構内での迷惑駐車や、有効な入構許可証等がなく駐車場等を使用している場合および放置自転車は、撤去の対象になります。

3. 構内での飲酒・喫煙

本学では、**大学構内における飲酒は禁止です。**大学は、教育・研究を行う場であって、飲酒をすることはありません。20歳未満の者の飲酒は、「20歳未満の者の飲酒禁止法」により違法行為です。

本学では、大学構内の指定する喫煙場所以外は禁煙です。学内の喫煙場所は窓口マップに記載しています。20歳未満の者の喫煙は、「20歳未満の者の喫煙禁止法」により違法行為です。